

1880年代の香川県における町村財政の実態

西山 一郎

小稿は、香川県下の丸亀市街東組、大川郡富田東村、同田面村、同田面村外1ヶ村の行財政資料を使って、いわゆる協議費財政とその後の区町村費財政の時代における町村財政の実態を明らかにしようとする。小稿においてえられた結論の1つをのべれば、農村部の大川郡富田東村、同田面村においては教育費が村の財政を大きく圧迫しており、その後の村財政の将来を暗示していることである。また、教育費は授業料の他に地価割、戸数割（戸別割）によりまかなわれ、国民に対する基礎的行政サービスである教育費は村民が全面的に負担していることが明らかになった。

キーワード：協議費、戸長役場費、衛生費、教育費、連合村会、天神小学校、地方税下渡金、地価割、地坪割、戸数割（戸別割）、原案執行

目次

I. はじめに II. 明治初期における地方行政区域の変遷 III. 丸亀市街東組戸長役場収入と支出 IV. 大川郡富田東村戸長役場収入と支出 V. 大川郡田面村外1ヶ村戸長役場費予算案と村議会における審議 VI. 田面村ならびに富田東村における教育費予算案をめぐる論議 VII. むすび

I

小稿は、香川県の財政史を執筆するという意図のもとに取りかかった作業の過程で発見した若干の資料にもとづき1880年代の香川県における町村財政の実態を明らかにしようとするものである。取り上げる4つの行政町村（丸亀市街東組、大川郡富田東村、同田面村、同田面村外1ヶ村）の財政については、本論で見ると丸亀市街東組が取り上げられたことはあるが、香川県における町村財政の事例を複数個集めて検討した研究はいままでになかったと思われる。

II

4つの行政町村の財政の検討に入る前に明治初期の行政区域の変遷について簡単に概観する。

15代265年間続くことになる江戸幕府も、19世紀中頃になると内憂外患にさらされ、1867年10月に第15代将軍の徳川慶喜は大政奉還の奏上を行った。明治天皇の睦仁は、1868（慶応4＝明治元年）1月3日に王政復古の宣言を発し、摂政・関白・幕府等の旧制度が廃止され、徳川慶喜の将軍職辞退が許された。1869年1月20日に、薩長土肥4藩主による版籍奉還の上表文が提出されると、ほとんどすべての藩主が先を争って版籍奉還を建白した。1871年7月14日に天皇は在京の藩知事（旧藩主）を招集して、廃藩置県を命令した。¹⁾

讃岐においては、それ以前に多度津藩（知藩事・京極高典）と丸亀藩（知藩事・京極朗徹）は、財政の窮状を理由に自ら廃藩を願い出していた。多度津藩は、1871年2月に廃藩願いが許され、倉敷県に併合された。同年4月には丸亀藩が廃止され、丸亀県がおかれた。同年7月には高松藩が廃止され、高松県がおかれた。²⁾ 廃藩置県により、「知藩事のあとには政府より任命された県知事が置かれ、行政的には封建制度は崩壊した」。³⁾

維新政府は、割拠主義的な幕藩体制の弊害をただすため、1871年11月に狭小県を整理し、3府302県を3府72県に統合した。その際に、丸亀県と高松県が併合され、香川県が誕生した。これが第1次香川県である。その管轄地は、すでに倉敷県から丸亀県に編入されていた旧多度津藩領や天領などを含めて、讃岐一円であった。しかし、1873年2月に、政府の府県広域化政策により、香川県は廃止され、名東県（阿波・淡路）に併合された。名東県庁は徳島に置かれ、香川県庁は高松出張所（同年5月に高松支庁と改称された）となった。しかし、讃岐出身の官員の切望により、1875年9月に、再び香川県が設置された。これが再置香川県である。しかし、第2次の香川県は1年と続かず、政府の府県広域化政策により1876年9月に、今度は愛媛県に編入された。この時に全国の府県は、3府35県となった。⁴⁾

廃藩置県に伴い末端の地方行政区画は旧幕時代の町村にかえて、新しい政策にもとづき再編が試みられ、その最初が区制であった。区は、1871年5月22日（陰暦では4月4日）の戸籍法（壬申戸籍）（1872年2月1日施行）に基づき戸籍を編成するために数か町村を便宜的に組み合わせた行政区画であった。区におかれた戸長と副戸長⁵⁾は、戸籍事務に加えて一般公共事務をも処理することになった

1) 遠山茂樹『明治維新』岩波全書、1972年、216～266ページ；石井寛治『開国と維新』（大系日本の歴史12）、小学館、1989年、146～208ページ。

2) 木原薄幸・丹羽祐一・田中健二・和田仁『香川県の歴史』〔以下、木原他『香川県の歴史』と略称する〕山川出版社、256ページ。1868年1月に土佐預り地となった際の高松藩は12万石であり、人口は274,129人、戸数は67,363戸であった（『香川県史』5、通史編、近代I、1987年、16ページ）。

3) 同上書、53ページ。

4) 木原他『香川県の歴史』、258～260ページ。

5) 当初の戸長、副戸長は庄屋・名主等でもよかったが、1872年4月15日（陰暦では4月9日）の太政官布告第117号により、庄屋、名主、年寄りなどの旧来の村役人がすべて廃止され、戸長、副戸長一本となった（亀掛川浩『明治地方自治制度の成立過程』東京市政調査会、1957年、20ページ）。

た。⁶⁾ 香川県では全域を88区に分け（郡部では1区平均4.9か村、1,335戸であった）、東部（大内郡）から順に番号をつけた。⁷⁾ なお、明治初期の讃岐の国の郡は、東から大内郡、寒川郡、三木郡、山田郡、香川郡、阿野郡、鵜足郡、多度郡、那加郡、三野郡、豊田郡、小豆郡の12であった。

名東県時代の1874年2月にそれまでの区制にかわって大区小区制が導入された。大区はおおよそ旧の郡域に当たり、東部の淡路、阿波から番号をふし、讃岐を第13大区（大内郡）から第24大区（豊田郡）までとした。小区は讃岐では全部で55小区に再編された。⁸⁾ そして、大区には大区長、小区には小区長（以前の戸長）がおかれた。戸長（以前の副戸長）はほぼ町村毎におかれた。

1878年7月22日に明治政府は、大区小区制が「数百年慣習ノ郡制ヲ破リ、新規ニ奇異ノ区画ヲ設ケタルヲ以テ、頗ル人心ニ適セズ」⁹⁾ と反省し、郡や町村を復活させる郡区町村編成法を布告第17号によって公布した。また、府県会規則と地方税規則が布告第18号、第19号によってそれぞれ公布され、それら3つを合わせて三新法と称された。

布告第17号による郡区町村編成法制定の理由は、「第一、大小区ノ重複ヲ除キ以テ費用ヲ節ス、第二、郡町村ノ舊ニ復シ以良俗ニ便ス、第三、郡長ノ職任ヲ重クシ以テ施政ニ便ス」というのであった。その結果、郡町村名は旧に復し、郡に郡長、毎区に区長、町村に戸長が置かれた。「大区小区制の廃止、郡町村制の復活及び区制の新設が改革の要点」¹⁰⁾ であった。なお、戸長の選任方法は、1878年の内務省乙第54号達により、「戸長ハ其ノ町村人民ニ於テ可成公撰セシメ、必ズ府県知事県令ヨリ辞令書相渡ス可シ」¹¹⁾ と決められた。

地方税規則は、その冒頭で「従前府県税及民費ノ名ヲ以テ徴取セル府県費区費ヲ改メ更ニ地方税」とするという。具体的には地方税は「地租5分1以内」、「営業税並雑種税」、「戸数割」である。したがって、「地方税」は、藤田がいうように、¹²⁾ 府県税なのである。

ところで、第3条の末尾には「各町村限及区限ノ入費ハ其区内町村内人民ノ協議ニ任セ地方税ヲ以テ支弁スルノ限ニアラズ」と規定されている。藤田は、この点が「極めて重要な意義を持つ。」¹³⁾ という。それは従来府県費と町村費が混交していたのを明確に区分し、「凡ソ地方一般ノ利害ニ関スベキモノハ地方税」で支弁し、「其町村限区限又ハ数町村共同ノ利害ニ係ルモノハ」協議費とし、その支出と財源の調達は住民の協議に任せることにしたのである。そこで、藤田は、1878年から1883年までの区町村財政を「協議費財政」とよぶ。¹⁴⁾

6) 「土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候」となったのは、上記の太政官布告第117号によってである（亀掛川、同上書、19ページ）。

7) 木原他『香川県の歴史』、261ページ。

8) 1876年から1888年にわたる愛媛県時代には、大内・寒川郡を第1大区とし、三野・豊田郡を第7大区とした。

9) 丸亀市編さん委員会編『新編丸亀市史』3、近代・現代編、1996年、54～55ページ、から再引用。

10) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店、1941年、71ページ。

11) 亀掛川、前掲書、65ページ。なお、後に見るように、戸長の公選制度は1884年の地方制度の改革で廃止された。

12) 藤田、前掲書、76ページ。

13) 同上書、83ページ。

14) 同上書、95ページ。

なお、第3条において地方税で支弁すべき経費の最後に「戸長以下給料及戸長職務取扱諸費」が挙げられているのは、「戸長に行政官吏の性質が付与されたためである。」¹⁵⁾ この規定により、後に見るように、戸長役場の給料と用需費に対して地方税下渡金が与えられたのであろう。

地方行財政制度は、1884年に再び大きな改革が加えられた。改革の理由は、「爾来〔1878年以来〕府県郡区町村共二年ヲ遂テ其事務ニ煩忙ヲ加ヘ、随テ地方税支弁及ヒ国庫支弁ノ各部分ニ変更ヲ来シ、地方ノ負担ハ漸ク重ク、遂ニ措閣スルニ至レリ。」¹⁶⁾ ということであった。

1884年5月7日の布告第15号により、区町村費及び土木費の滞納者は処分されることになり、また、同日の内務省訓示により区町村費目が指定され、その費用の徴収には強制力が与えられた。具体的には、費目は戸長役場費、会議費、土木費、教育費、衛生費、救助費、災害予防及警備費であり、徴収科目は、地価割又は反別割、営業割、戸別割の4種である。¹⁷⁾

この改革により、区町村財政は、「公財政の性格を付与され…従って、右の布告及び訓示は、区町村財政の発展において一時代を画するものである。」¹⁸⁾ と藤田はいう。これ以降、区町村の費用は「区町村費」と称され、区町村費以外のものは、「区町村費以外の協議費」と称されることになった。

かくして、明治初めの「民費」¹⁹⁾ は1878年に「協議費」となり、さらに、1884年に「区町村費」と「区町村費以外の協議費」となったのである。

1884年には、あわせて区町村会法と戸長選任方法の改正と戸長役場管轄区域の拡大が行われた。区町村会法の改正では、議案の発案権を区会では区長に、町村会では戸長にのみ与え、区会の議長を区長とし、議長は町村会の戸長とする等、区会、町村会の性質、機能を大きく変えた。また、戸長は府知事県令が選任するという、いわゆる官選に改められた。さらに、平均5町村を1戸長管轄区域と定めたが、その目的は、「委任事務の処理と戸長の待遇改善」²⁰⁾ であった。その結果、1戸長管轄内の全町村が連合町村会を開催するとともに、町村ごとの町村会も開催されることになった。

1884年の改正により、区町村財政は公財政の性格を付与されたものの、「区町村会が官治化され、財政運営の衝に当るべき戸長が官選に改まり、更に専ら行政上の都合によって戸長役場の管轄区域が

15) 同上書、87ページ。

16) 同上書、107ページ。

17) 同上書、110ページ。なお、旧大川郡大川町役場に引継がれていた行財政文書に、「連合会及連合町村会ニ於イテ議スベキ費目（明治19年）」（香川県立歴史博物館保管、〔資料番号：16005〕）という文書がある。それを見ると、戸長役場費以下警備費までの後に共有物件取扱費があり、その後に「右ノ外費目ノ増加ハ県庁ノ裁可ヲ受クヘキコト」との具体的手続きが示されている。また、徴収科目には地価割以下4種が掲げられ、その後に、「或ハ一 現品徴収/一 夫役徴収/右ノ内/地価割ト反別割トヲ併課スルヲ得ス 止ヲ得サルトキハ県庁ノ裁可ヲ受クヘキコト/営業割ハ〔明治〕十九年度ヨリ国税アルモノヲ除クコト」となっている。さらに、「十九年度ニ係ル会議取扱順序」においては、「前々年度実費額ハ十七年度ヲ指ス 十七年七月ヨリ十八年六月マテ/前年度予算額ハ十八年度ヲ指ス 十八年七月ヨリ十九年三月マテ/…/本会ニ関スル年度 十九年度 十九年四月ヨリ二十年三月マテ」とあり、明治19年度より会計年度が4月から翌年の3月までになったことが分かる。

18) 藤田、前掲書、111ページ。

19) 「民費」については、藤田、前掲書、第3章、を参照。

20) 同上書、114ページ。

拡大された」。²¹⁾ このような1884年の改革が愛媛県の一部であった讃岐においてはどのように行われたかは後に見る。

ところで、讃岐においては愛媛県からの分離独立が1882年頃からあった。1883年2月には「予讃ヲ割キ讃岐ニ1県ヲ置キ、高松ニ県庁ヲ設置スル上願」書がまとめられた。分県を要望する理由は、4つあった。第1は、讃岐は県の離合がめまぐるしく、「殖産ニ工業ニ教育ニ商業ニ皆至大ノ影響」があるということ。第2は、地理上の不便があること。第3は、地形・人情が異なること。第4は、地方税負担の不均衡である。²²⁾ しかし、讃岐における分県の運動は香川県の設置に一本化されていたわけではなかった。しかし、1887年になると奈良県が独立し、全国で独立していない区域は讃岐だけとなった。

そこで、明治政府も重い腰を上げ、1887年11月に「香川県設置之件」を閣議に諮る。そして、府県制実施後になれば「分県ノ事容易ナラサル」ため最後の機会であるからとして、香川県の設置を認めることにし、元老院で審議の後、1888年12月3日付けで第3次香川県設置の勅令が公布された。²³⁾

愛媛県から分離独立した香川県の管轄区域は讃岐一円の12郡83町404村で、戸数は136,877戸、人口は665,036人であった。そして、初代知事は、林董^{ただす}である。

III

県下の1880年代における町村財政の実態について見る。最初に取り上げるのは、丸亀市街東組である。丸亀市街東組の戸長役場収入と支出は、1882年8月に丸亀市街東組町会において議決された「第5条」（第5項）である。²⁴⁾ 「第5条」の表中には前年度、前々年度の金額も記載されているので、それらをあわせて一覧表にしたのが第1表である。

この表の分析に入る前に、和田仁の記述によって丸亀市街東組について少し説明する。²⁵⁾ 先に見た1878年12月の郡区町村編成法により、丸亀市街を丸亀町と称することになり、²⁶⁾ 通町を境に東部と西部に分け、それぞれに戸長役場がおかれた。翌年に東部と西部の戸長役場は市街東組戸長役場と同西組戸長役場に改称された。戸長は公選制となり、東組戸長には野村正之が選出された。この「戸長役場十五年度協議費支出予算」も、1882年8月24日付けで、東組町会副議長の宮武良策から東組戸長の野村に報告されたものである。なお、丸亀市街東組（米屋町他9町、計10町）の人口は、少

21) 同上書、115ページ。なお、『香川県史』11、資料編、近代・現代史料I、1986年、256～257ページ、を参照。

22) 木原他『香川県の歴史』、274～275ページ。

23) 同上書、274～277ページ。

24) 「明治15年町会議書類綴 第壹條」（丸亀市立図書館所蔵）。

25) 『新編丸亀市史』3、近代・現代編、1996年、56～64ページ。

26) 同上書、56ページ。それにもかかわらず、1882年の予算では、「丸亀市街」と称されている。『香川県史』5、通史編、近代I、巻末、「明治前期町村変遷表」（13ページ）によれば、「丸亀町」になったのは、1890年2月の市制・町村制によってである。なお、「丸亀旧来町区画の沿革理由書」（明治二十一年）、『香川県史』11、資料編、近代・現代史料I、1986年、363ページ、も参照。

第1表 丸亀市街東組戸長役場支出・収入実費ならびに予算（1880年度～1882年度）

(単位 円・%)

支出・収入	項目	内 訳	*1880年度決算	1881年度予算	1882年度予算	
戸長役場協議費支出	1. 給料		406.183 (47.0)	448.88 (42.4)	448.8 (48.4)	
					272.5 (29.4) 協議費	
					176.3 (19.0) 地方税下渡金	
		用掛筆生給料			448.8 (48.4)	
	2. 旅費		5 (0.5)	— (—)	5.5 (0.6)	
		戸長以下旅費			5.5 (0.6)	
	3. 用需費		317.304 (36.7)	482.503 (45.6)	345.289 (37.3)	
					222.002 (24.0) 協議費	
					123.287 (13.3) 地方税下渡金	
		諸雇給			91.2 (9.8)	
		諸賄料			58.69 (6.3)	
		備品及消耗品代			157.779 (17.0)	
		郵便電信			2.226 (0.2)	
		雑費			35.394 (3.8)	
		4. 役場修繕費		13.55 (1.6)	15 (1.4)	15 (1.6)
	5. 戸長手当		9 (1.0)	12 (1.1)	12 (1.3)	
	6. 臨時費		122.687 (14.2)	100 (9.4)	100 (10.8)	
	合計		863.724 (100.0)	1,058.303 (100.0)	926.589 (100.0)	
					627.002 (67.7) 協議費	
					299.587 (32.3) 地方税下渡金	
役場経費外協議費支出	1. 衛生費		40 (25.2)	100 (41.7)	150 (57.7)	
		給料			48 (18.5)	
		避病院建築或ハ修繕費			70 (26.9)	
		予防費			21 (8.1)	
		脚夫賃			1 (0.4)	
		筆墨紙及書籍費			10 (3.8)	
	2. 会議費		82.05 (51.6)	100 (41.7)	70 (26.9)	
		町会議員弁当料			42 (16.2)	
		町村連合会費			25 (9.6)	
		席料			2 (0.8)	
	筆墨紙代			1 (0.4)		
	3. 組長筆墨料		36.916 (23.2)	40 (16.7)	40 (15.4)	
	合計		158.966 (100.0)	240 (100.0)	260 (100.0)	
戸長役場収入	1. 地坪割		266.912 (24.6)	301.537 (23.2)	266.101 (22.4)	
	2. 戸数割		622.795 (57.5)	703.585 (54.2)	620.901 (52.3)	
	3. 地方税下渡金		193.181 (17.8)	193.181 (14.9)	199.587 (16.8)	
		前年度越高		— (—)	100 (7.7)	100 (8.4)
		合計		1,082.888 (100.0)	1,298.303 (100.0)	1,186.589 (100.0)
						787.002 (66.3) 協議費
					100 (8.4) 前年度越高	
					299.587 (25.2) 地方税下渡金	

〔資料〕「明治15年町会議書類綴 第壹條」。

〔注1〕*「明治15年町会議書類綴 第壹條」では「実費」となっているが、別の資料（「明治十三年度出納決算一覧表」）により、「決算」と表記した。なお、後者の資料では、「支払金額」と呼んでいる。

〔注2〕()内は%である。

し後になるが、1885年6月の戸長役場からの報告では、人口が7,515人、戸数が2,323戸であった。²⁷⁾

丸亀市街東組町会は1879年3月末に開設され、議員は葭町^{かやまち}他の8町から選出された。議員の数は金子数平^{こうきよ}他の26名である。町会では、学事関係議案の他溝渠^{こうきよ}汚水問題、各町の道路の凹凸の修繕の件、民設巡査の件、役場小使給の増額等が審議されている。²⁸⁾

さて、第1表である。²⁹⁾ この表からいくつかの興味ある事柄が読みとれる。第1に、1880年代の予算作成上の様式である。1880年度の場合には「実費」となっているが、第1表の〔注1〕に記したように、「明治十三年度出納決算一覧表」にしたがって「決算」とした。しかし、それは「支払金額」を意味している。なお、当時の年度は、1878年7月の太政官布告第19号第4条によれば、その年の7月より翌年の6月までである。

勘定項目の支出は「戸長役場協議費支出」と「役場経費外協議費支出」に分かれている。

まず、1882年度の「戸長役場協議費支出」を見る。予算では「戸長役場協議費支出」の総額は926.589円であった。この内、48.4%が給料であり、その内訳は「用掛筆生給料」である。これは戸長役場の事務員の給料であろうが、何名の事務員がいたかは不明である。「戸長役場協議費支出」の第2位の支出項目は「用需費」³⁰⁾の345.289円で、37.3%である。このうち大きい支出は「備品及消耗品代」の157.779円で、17.0%である。なお、「戸長手当」は12円であるから、1か月1円である。³¹⁾

「役場経費外協議費支出」は3つあり、第1は、「衛生費」である。第2は、「会議費」であり、これは東組町会の経費のようである。その中には「町会議員弁当料」という、今日における議会費の中の「食糧費」に相当する支出が予算化されている。なお、先に指摘したように、「役場経費外協議費支出」に70円の会議費が計上され、その内42円が議員の弁当料である。会議費は1880年度が実費で82.05円であったが、1881年度予算では100円が計上されている。

「役場経費外協議費支出」のうち、大きい経費は150円の「衛生費」で、57.7%である。これは伝染病の対策費であろう。しかし、金額は、1880年度が実費で40円であったが、1881年度には予算額で100円となり、1882年度には同じく150円が計上されており、当然に変動が大きい。内訳でもっと

27) 「讃岐国那珂郡丸亀市街戸数人口寄留人員族籍身分職取調表」(『明治十八年第一月/諸官廳工取調進達綴/丸亀通町外二十二ヶ町戸長役場』丸亀市立図書館所蔵)による。「明治十八年七月一日調男女人口表」(同上綴)も参照。なお、『新編丸亀市史』3、近代・現代編、67ページ、表5、には「横町」が2つあるが、これは転記ミスである。

28) 同上書、62～64ページ。

29) 明治15年の「町会議書類綴」によって、「丸亀市街東組明治15年度戸長役場協議費予算」を紹介したのは、和田が初めてではないかと思う。

30) 「用需費」とは、消耗品、諸器械類新調修繕、備品等に要する経費を指す(「町村会及連合町村会ニ於テ議スヘキ費目」〔明治19年〕)。

31) 1円とは今日から見るといくら位の金額であろうか。貨幣制度調査会調による東京物価指数品別表によると、1882年の米1石は、5.615円である(『明治大正国勢総覧』〔復刻版〕1988年、東洋経済新報社、347ページ)。今日の米価をインターネットの「400年の米価」(<http://www.shizuoka.info.maff.go.jp/nousei/data/bekahei.htm>)によると、2000年では10kgあたりの指定標準米価が3,641円である。1石が180kgとすると、1882年度の1円は今日では11,672円である。この推計が正しければ、1円という金額はたいした額ではないといえる。

も大きいのは「避病院建築又ハ修繕費」である。³²⁾ それは70円であり、役場経費外協議費支出の26.9%である。

組長筆墨料が1880年度は決算で36.916円、1881年度、1882年度では予算で40円が計上されている。戸長手当の3倍以上の金額であるが、組長とはどのような役職の者が分からない。

以上の「戸長役場協議費支出」と「役場経費外協議費支出」を合わせると、1,186.589円となる。³³⁾

次に支出をまかなう「戸長役場収入」を見る。最も大きいのは戸数割で、620.901円、52.3%である。次に大きいのは地坪割で、266.101円、22.4%である。残りは、199.587円の地方税下渡金で、16.8%である。なお、「前年度越^(ママ)高」が100円ある。

地方税下渡金は、愛媛県から下げ渡される補助金である。地方税下渡金は支出の方に示されているように、給料と用需費に対して下げ渡され、両経費に対して合計299.587円であり、それは収入の25.2%となる。

地方税下渡金によって補助される以外は、当然に議会で協議の上、地域住民から徴収しなければならない。それが「協議費」である。

戸数割と地坪割はどのように賦課されたのであろうか。東組町会で決議された内容を見ると以下のようである。決議事項の第1条は次のようにいう。

「第壹條／十五年度地方税戸数割及協議費ノ賦課貧富斟酌シ財産等級ヲ三十等ニ区分壹等四拾五戸前貳等三拾五戸前三等貳拾八戸前…廿九等三分前三十等壹分五厘前トナシ其他赤貧者ハ等外ニ置帳簿ノ末エ該姓名ヲ膳記而巳ニシテ戸数割地方税協議費ニ至ルマデ補助ヲナスモノトス」。したがって、東組の全戸数についてその貧富を斟酌し各戸を財産高にしたがって等級をつけ、等級ごとに税率を決めて賦課徴収したのである。なお、赤貧の者は等外として課税を免除した。

第2条は次のようにいう。「第貳條／十五年度協議費賦課ノ金額ヲ戸ニ七分地ニ三分ヲ割当ス而シテ戸ハ財産等級ニ應シ地ハ上中下等外ト四等ニ區別シ之レニ賦課ナスモノトス」。したがって、戸数割と地坪割を7対3の割合とすることにした。これは、1882年度予算で見ると、地坪割が266.101円、戸数割が620.901円となっており、正確に7対3である。

なお、第3条は次のようである。「第三條／財産戸等級本年可決ノ等級ヲ向フ貳ヶ年間据置クモノトス地モ亦然リ」。したがって、1882年度の等級は2ヶ年間据え置くということである。³⁴⁾

32) 明治10年代の伝染病について『新編丸亀市史』は、1877年、1879年、1883年のコレラの流行にふれるだけである。勿論、避病院についての言及もない（『新編丸亀市史』3、近代・現代編、432、434ページ）。

33) 丸亀市街東組の教育費があるはずであるが、資料がない。先の「明治13年度出納決算一覧表」には断簡として「明治十三年度学校費一覧記」があるのみである。

34) 全国的な協議費徴収の実態については、藤田、前掲書、99ページ、を参照。

IV

大川郡富田東村の財政を見る。富田東村を紹介したいが、ほんの少ししか分からない。1875年の戸数を見ると、185戸、人口が741名であった。³⁵⁾ 1880年には、198戸となる。³⁶⁾ 1886年になると、同村の戸数は206戸（内、179戸が公民権を持つ戸で、27戸が貧民）へとやや増加した。なお、同村の地価金高は40,640円32銭、地租金高は1,016円8厘であった。地価金高の内36,009円48銭が村内地主分であり、他町村の地主の分は、地価金高でいうと4,630円84銭であった。したがって、不在地主の地価金高は全体の約11%ということになる。また、村内地主の地租金高は900円23銭7厘、他町村の地主の地租金高は115円77銭1厘であった。³⁷⁾

富田東村の戸長は田中熊三郎、村会の議長は大山繁太郎、議員は田中房次郎他7名であった。

富田東村の会計を見ると、3種のものがある。第1は、戸長役場の収入・支出であり、第2は、衛生費についての財政であり、第3は、学費と学務委員費についての財政である。これら3種の会計は制度上統一されていないが、それは明治期の町村財政の原型を示している。

戸長役場の支出と収入は第2表のとおりである。それは、1880年度から1883年度における同村の戸長役場収入・支出実費ならびに予算を示す。この4年間の歳出総額はほぼ110円前後である。

支出の1883年度予算を見ると、45.2%が人件費の「給料」であり、53.0%が「用需費」である。用需費の中に「諸雇給」（小使給臨時・脚夫賃銭等）があり、これも人件費とみなすと、戸長役場費に占める人件費は64.1%に達する。なお、富田東村戸長役場の支出には、丸亀市街東組戸長役場支出にあった「戸長手当」がない。これは村と町の行政の違いであろうか。

戸長役場収入を見ると、同じく1883年度予算では、「地方税下渡金」が48.7%であり、もっとも大きい。その他の年度を見ても、地方税下渡金が50%前後を占めている。第2位の収入は、39.5%の地租割である。戸数割は2.1%とごく少ない。戸数割はこれらの年度のいずれにおいても2%台である。丸亀市街東組と比較するとよく分かるが、これが村における戸長役場収入の特徴であろう。

衛生費は、第3表のようである。衛生費は村民の健康と生命を守る重要な経費であろう。しかし、その支出は、特に伝染病などの流行がなかったためか、衛生委員手当がほとんどである。例えば、1883年度では委員手当が83.3%である。委員旅費が4.2%であるから、委員関係の経費が87.5%となる。なお、1885年8月の内務省達により区町村の衛生委員は廃止され、衛生費は減少したという。³⁸⁾

用需費は1880年度以降では1882年度を除くと10%台である。他方、収入は、地租割が中心で、多い年度には90%を超えている。戸数割はかなり変動があるが、ほぼ10%以下である。

35) 『香川県』（角川日本地名大辞典37）1985年、角川書店、560ページ。

36) 『大川町史』1978年、52ページ。但し、この戸数は、富田神社氏子調による。

37) 「町村会及連合町村会ニ於テ議スヘキ費目」（明治19年）の「記」による。

38) 藤田、前掲書、120ページ。

第2表 大川郡富田東村戸長役場支出・収入実費ならびに予算（1880年度～1883年度）

(単位 円・%)

支出・収入	項目		1880年度実費	1881年度予算	1881年度実費	1882年度予算	1883年度予算
戸長役場支出	1. 給料	内訳	49.43 (39.1)	50.40 (45.6)	49.1 (46.0)	50.4 (44.7)	50.4 (45.2)
						18.479 (16.4)	18.479 (16.6) 協議費
						31.921 (28.3)	31.921 (28.7) 地方税下 渡金
		用掛給料				48 (42.6)	48 (43.1)
		雇給料				2.4 (2.1)	2.4 (2.2)
	2. 旅費		-- (-)	-- (-)	-- (-)	2.4 (2.1)	2 (1.8)
		戸長以下旅 費				2.4 (2.1)	2 (1.8)
	3. 用需費		76.928 (60.9)	(60.238) [54.4]	57.589 (54.0)	59.9 (53.1)	59 (53.0)
						37.578 (33.3)	36.68 (32.9) 協議費
						22.322 (19.8)	22.32 (20.0) 地方税下 渡金
		諸雇給小使 給臨時脚夫 賃銭等				21 (18.6)	21 (18.9)
		諸賄料				1.5 (1.3)	1 (0.9)
		当直等夜勤 弁当料等					
		備品及消耗 品代				15 (13.3)	17 (15.3)
		布告買上代				8.5 (7.5)	7.5 (6.7)
	運送費				0.4 (0.4)	0.5 (0.4)	
	雑費				12 (10.6)	12 (10.8)	
	郵便税				1.5 (1.3)	-- (-)	
	合計		126.358 (100.0)	110.638 (100.0)	106.689 (100.0)	112.7 (100.0)	111.4 (100.0)
						58.457 (51.9)	57.159 (51.3) 協議費
						54.243 (48.1)	54.241 (48.7) 地方税下 渡金
戸長役場収入	1. 地租割		43.563 (34.9)	47.664 (43.1)	47.664 (43.1)	55.534 (49.3)	44.022 (39.5)
	2. 戸数割		2.94 (2.4)	3.23 (2.9)	3.23 (2.9)	2.923 (2.6)	2.317 (2.1)
	3. 地方税下渡金		78.431 (62.8)	59.744 (54.0)	59.744 (54.0)	54.243 (48.1)	54.241 (48.7)
	4. 前年度ノ過金						10.82 (9.7)
	合計		124.934 (100.0)	110.638 (100.0)	110.638 (100.0)	112.7 (100.0)	111.4 (100.0)
						58.457 (51.9)	46.339 (41.6) 協議費
						-- (-)	10.82 (9.7) 前年度ノ 過〔金〕
					54.243 (48.1)	54.241 (48.7) 地方税下 渡金	

〔資料〕「戸長役場十五年度協議費支出・収入豫算」、「戸長役場十六年度以後協議費支出・収入予算」、富田東村・田面村・田面村外一ヶ村連合会・松尾村他『村会決議録』(m-12/m-19) (資料番号: 16007)。

〔注1〕()内は%である。

〔注2〕〔 〕内の数値は筆者が挿入した。

第3表 大川郡富田東村衛生費協議費支出・収入実費ならびに予算（1880年度～1883年度）

(単位 円・%)

支出・収入	項目	1880年度実費	1881年度予算	1881年度実費	1882年度予算	1883年度予算
衛生費支出	1. 衛生委員手当	9 (82.0)	12 (82.8)	12 (84.5)	12 (82.8)	12 (83.3)
	2. 同員旅費		— (—)	— (—)	1.2 (8.3)	0.6 (4.2)
	3. 用需費	1,969 (18.0)	2.5 (17.2)	2,209 (15.5)	1.3 (9.0)	1.8 (12.5)
	内訳					
	備品及消耗品代				0.56 (3.9)	0.96 (6.7)
	郵便税				0.24 (1.7)	0.24 (1.7)
	脚夫賃				0.5 (3.4)	0.6 (4.2)
	合計	10,969 (100.0)	14.5 (100.0)	14,209 (100.0)	14.5 (100.0)	14.4 (100.0)
衛生費収入	1. 地租割	8.02 (89.1)	15,519 (94.2)	15,519 (93.1)	13.5 (93.1)	10,789 (74.9)
	2. 戸数割	0.98 (10.9)	0.95 (5.8)	0.95 (6.9)	1 (6.9)	0.568 (3.9)
	3. 前年度ノ過金			— (—)		3,043 (21.1)
	合計	9 (100.0)	16,469 (100.0)	16,469 (100.0)	14.5 (100.0)	14.4 (100.0)

〔資料〕「衛生費十五年度協議費支出・収入豫算」、「衛生費十六年度以後協議費支出・収入予算」、同上。

〔注〕()内は%である。

次に教育費財政を見る。まず、当時の初等教育制度の変遷を少し見ると次のようである。1879年9月に学制が廃止され、代わって教育令が公布された。教育令は、「各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村連合シテ公立小学校ヲ設置スヘシ」と定め、町村内の学校事務を管理するために学務委員をおくように命じた。そして、設置された公立小学校の費用と学務委員の給料は町村費から支弁すべきであるとした。1880年12月に教育令が改正され、義務教育年限が1年4ヶ月から3カ年に延長されるとともに小学校設置の義務も一層厳重になった。それにもかかわらず、国庫から交付されていた小学校補助金は廃止され、区町村の教育費は「急激に膨張した。」³⁹⁾

『大川町史』によれば、富田東村の最も古い小学校は友近小学校である。同校は、1872年に富田東村字友近2707番地の上地林に開設され、富田東村と田面村を学区域とした。校舎は一棟であった。1879年の同校予算を見ると、教員は2名であった。但し、学校世話係が3名いる。⁴⁰⁾

学務委員協議費を見ると、第4表のようである。学務委員支出は、1881年度にはなく、1882年度から支出されたようであるが、そのほとんどが学務委員の給料である。他方、収入は、1882年度と1883年度では割合がかなり異なるが、大部分が地租割である。

学費に関する財政は、第5表のようである。支出は80%前後が教員の給料である。そして、雑費が1割から2割である。収入は、同じく地租割がこの3年間を見るとかなりの減少傾向であり、1882年度には79.8%となっている。

学費会計の表記が1883年度には少し変わった。第6表を見ると、教員及授業生給料が58.3%、教員助手給料が5.8%であり、両者をあわせると64.1%である。そして、この年度の予算において営繕

39) 藤田、前掲書、97ページ。

40) 『大川町史』、1079～1080ページ。

第4表 大川郡富田東村学務委員協議費支出収入予算（1881年度～1883年度）

(単位 円)

支出・収入	項 目		1881年度	1882年度	1883年度
学務委員支出	1. 給料		- (-)	29.33 (80.7)	46 (90.7)
	内 訳	改選学務委員給料			36 (71.0)
		学務委員給料 (15年12月ヨリ16年6月マデ)			21 (57.8)
		戸長ヨリ ⁽²⁾ 加リタル学務委員ノ手当			8.33 (22.9)
	2. 学務委員旅費		- (-)	2 (5.5)	1.2 (2.4)
3. 職務取扱費		- (-)	5 (13.8)	3.5 (6.9)	
	合 計		- (-)	36.33 (100.0)	50.7 (100.0)
学務委員収入	1. 地租割		- (-)	32.33 (89.0)	32.016 (63.1)
	2. 戸数割		- (-)	4 (11.0)	1.685 (3.3)
	3. 前年度ノ過金				16.999 (33.5)
	合 計		- (-)	36.33 (100.0)	50.7 (100.0)

〔資料〕「学務委員給料及職務取扱費明治十六年度協議費支出・収入予算」、同上。

〔注〕()内は%である。なお、「- (-)」は、資料に「ナシ」と記載されていることを示す。

第5表 大川郡富田東村学費協議費支出・収入実費ならびに予算（1880年度～1882年度）

(単位 円・%)

支出・収入	項 目	1880年度実費	1881年度予算	1882年度予算
学費支出	1. 教員給料	68.15 (75.2)	80 (84.2)	100 (80.0)
	2. 書籍器機代	2.141 (2.4)	5 (5.3)	10 (8.0)
	3. 雑費	20.356 (22.5)	10 (10.5)	15 (12.0)
	合 計	90.647 (100.0)	95 (100.0)	125 (100.0)
学費収入	1. 地租割	76.08 (95.1)	91.2 (84.2)	99.75 (79.8)
	2. 戸数割	3.92 (4.9)	3.8 (8.0)	5.25 (4.2)
	3. 雑取予定			20 (16.0)
	合 計	80 (100.0)	95 (100.0)	125 (100.0)

〔資料〕「学費十五年度協議費支出・収入予算」、「戸長役場十五年度協議費支出予算」、同上。

〔注〕()内は%である。

費が現れ、17.0%となっている。地租割収入は、ご覧のように、さらに減少して55.1%となっている。なお、「営繕費共有金」が15.5%、有志の寄付金が17.5%となり、地租割と戸数割以外に村民に対する拠出が別途求められている。

1885年8月の教育令の改正により学務委員が廃止された。また、同月、文部省は、今後町村立学校においては授業料を徴収しなければならないとした。このような改正により、1887年度以降の全

国の区町村の教育費は減少したという。⁴¹⁾

1882年度と1883年度の両税の協議費の総計が資料に出ているので、それを見ると第7表と第8表のようである。協議費の総額では地租割が200円くらいである。戸数割が13円ないし21円くらいである。したがって、比率としては戸数割が協議費の多くても1割程度である。

地租割協議費の内訳を示す第7表を見ると、かなりの部分が学務取扱費と学費である。したがって、村民が負担する協議費の大部分は、自らの子弟に基礎教育をほどこすための教育費の負担である。

第6表 大川郡富田東村学費1883年度協議費支出・収入予算
(単位 円)

支出・収入	項目	金額 (%)
学費支出	1. 教員及授業生給料	120 (58.3)
	2. 教員助手給料	12 (5.8)
	3. 書籍器械費	10 (4.9)
	4. 営繕費	35 (17.0)
	5. 生徒奨励費	6 (2.9)
	6. 教員及助手ノ慰労金	5 (2.4)
	7. 諸雑費	18 (8.7)
	合計	206 (100.0)
学費収入	1. 地租割	113.534 (55.1)
	2. 戸数割	16.666 (8.1)
	3. 営繕費共有金ヲ以テスル分	32 (15.5)
	4. 有志寄附金	36 (17.5)
	5. 前年度之過金	7.8 (3.8)
	合計	206 (100.0)

[資料]「学費十六年度協議費支出・収入予算」、同上。

第7表 大川郡富田東村地租割協議費の総計
(単位 円・%)

年度/項目	1882年度		1883年度	
	金額	%	金額	%
役場費	55.534	27.6	44.022	22.0
衛生費	13.5	6.7	10.789	5.4
学務取扱費	32.33	16.1	32.016	16.0
学費	99.75	49.6	113.534	56.7
合計	201.114	100.0	200.361	100.0

[資料]「戸長役場十五年度協議費支出豫算」、同上。

第8表 大川郡富田東村戸数割協議費の総計
(単位 円・%)

年度/項目	1882年度		1883年度	
	金額	%	金額	%
役場費	2.923	22.2	2.317	10.9
衛生費	1	7.6	0.568	2.7
学務取扱費	4	30.4	1.685	7.9
学費	5.25	39.9	16.666	78.5
合計	13.173	100.0	21.236	100.0

[資料]「戸長役場十五年度協議費支出豫算」、同上。

V

大川郡田面村外1ヶ村は、先に見たように、1884年の戸長役場区域の拡大により連合村会になり、成立した。その運営を筆者が今日までに熟覧できた富田東村と田面村の行財政文書で見ると次のようである。

41) 藤田、前掲書、120ページ。

1884年12月15日に愛媛県布達達書甲209号⁴²⁾により戸長役場の管轄区域が富田東村と田面村⁴³⁾の2村に拡大され、名称も「田面村外1ヶ村」となった。⁴⁴⁾ 戸長は、手許にある行政文書では1886年1月ないし4月までは鴨居篤郎であったが、同年11月ないし12月になると田中熊三郎になっている。同村の議会は田面村外1ヶ村連合(村)会という。議長は、1886年1月には鴨居篤郎であったが、その後田中熊三郎になっている。したがって、先に述べたように、戸長が村会の議長になっている。なお、田面村外1ヶ村連合村会の議員は、第壱番の大山繁太郎から第6番の多田儀太郎までの6人である。⁴⁵⁾

ところが、これも先に指摘したように、連合村会とは別に、田面村と富田東村には村議会が存在した。1886年1月の田面村村会の議員は、第1番の多田信蔵から第10番の木村恵一郎までの10人で、指名議長は多田乙八であった。他方、同時期の富田東村村会の議員は第1番の田中房次郎から第10番の田中栄次郎までの10人で、指名議長は大山繁太郎であった。

1886年1月26日に臨時連合村議会が開催された。臨時会開催の理由について、「今般臨時會ノ議定ヲ須ツ所以ハ客年乙第8号ヲ以テ御達相成候戸長役場ニ可備置地租ニ関スル諸帳簿調製ニ要スル費用且ツ戸長役場移転ニヨリ生レタル費用又客年八月二三日ヨリ十一月二八日マテ赤痢病流行ニ付該病伝播豫防ニ要スル費用ト三廉ノ費用ニシテ通常會議定ノ豫想外ニ生レタルモノナリ」⁴⁶⁾ という。

1886年1月26日午後4時開会の臨時会に提案された「連合村費追加支出収入予算」は、戸長役場費と衛生費の内訳を省略して示すと次のようであった。

明治十八年度田面村外一ヶ村連合村費追加支出収入豫算	
一金百五拾九円拾貳錢八厘	支出額
内	
金七拾六円三拾錢	戸長役場費
金八拾貳円八拾貳錢八厘	衛生費
一金百五拾九円拾貳錢八厘	収入額
内	
金百五拾九円拾貳錢八厘	地価割
但地価四拾円ニ付五錢五厘	

42) 『香川県史』11、資料編、近代・現代史料1、242ページ、を参照。

43) 田面村は、先の「連合会及連合町村会ニ於イテ議スベキ費目(明治19年)」の「記」によれば、同村の戸数は297戸、うち公民権所有の戸は285戸、公民権を持たない貧民は20戸であった。なお、富田神社氏子調によると、1880年の田面村の戸数は295戸である(『大川町史』、52ページ)。

44) 『香川県史』5、近代1、明治前期町村変遷表、3ページ、を参照。なお、1885年の「田面村外一ヶ村戸長役場経費徴収賦課方法」によれば、田面村外1ヶ村の戸数は460戸である。しかし、「連合会及連合町村会ニ於イテ議スベキ費目(明治19年)」の「記」によれば、田面村の戸数は、すぐ前の脚注43)の通りであり、富田東村は先の本文の通りである。したがって、460戸が正確かどうかは分らない。

45) 連合会は、田面村の松下友三郎居宅において開催された。

46) 「明治十九年一月二六日開會／田面村外一ヶ村聯合臨時會一件」。以下、引用部分はこの文書による。

この予算案は第1次会において原案可決。しかし、第2次会で第6番議員が収入額に関して次のような収入額原案の修正案を提案する。

金百四拾九円八拾四銭八厘 地価割

但地価四拾円ニ付五銭壹厘五毛五糸

金九円貳拾八銭也 戸別割

但壹戸ニ付貳銭也

この修正案が「満場賛成」となった。といっても、6名の議員のうち2名が欠席し、4名の議員の賛成で修正案は決まったのである。

第三次会では、「第二次会修正案之通可決其他原案ノ通」であった。その後、鴨居臨時村会議長から鴨居戸長に報告され、3月3日に鴨居戸長から愛媛県令関新平にあて「当田面村外一ヶ村明治十八年度費用追加支出収入予算別紙之通一月二六日該連合村臨時會ニ於テ決議候條此段報告候也」と報告された。⁴⁷⁾

議事録には論議の様子が一切記載されていないので、どのような理由で修正案が賛成されたのかは不明である。これは筆者の推測であるが、議員達は、それら3種の経費を地主だけが負担するという原案には納得できず、戸別割として村民全体（公民権を持つ）が多少とも負担すべきであると考えたのであろう。

1886年11月30日には田面村外1ヶ村の1887年度支出収入予算案が田中熊三郎戸長から提案され、審議されている。

連合村会で議決された1887年度田面村外1ヶ村費支出収入予算は次の通りである。

一金貳百七拾四円九銭五厘 支出額

内

金百七拾円貳拾九銭 戸長役場費

金拾円四拾銭 会議費

金拾貳円六拾壹銭 警備費

金参円五拾七銭 勸業費

金貳拾五円八拾貳銭五厘 衛生費

金五拾壹円四拾銭 予備費

一金貳百七拾四円九銭五厘 収入額

金貳百三拾八円八拾八銭五厘 地価割

但地価総額拾老万六千貳百九拾貳円八銭 百円ニ付金貳拾銭五厘四毛一八一 二十年度ニ於テハ最初ニシテ未タ地ニ課シタル金額ナシ

47) 綴られている役場資料には、4月24日付の郡長奥村巽代理/大内寒川三木郡書記軒原省三の「前書何出ニ付奥書致進達候也」という記載の後、5月4日付の愛媛県令関新平の「学第二五四〇号/書面何之趣聴届候事」となっている。

金参拾五円貳拾壹銭

戸別割

但戸数惣額五百三戸老戸ニ付毎戸平等割金七銭也⁴⁸⁾

会議は田面村松下友三郎居宅において正午12時に開催された。出席議員は6名中4名であった。会議では逐条審議の第2次会において第1番議員から、議案では会議費が6円80銭とあるのを10円40銭として、出席議員の弁当代を支給せよという修正動議がでた。これに対して、「満場議員賛成同意ヲ表ス」と記録されている。さらに、第1番議員から、修正動議の可決により支出額が3円60銭増加するが、予備費55円を51円40銭に修正し、「不足額ヲ補ヒ支出額ニ過不足ナカラシメントス」という提案がなされた。この修正案に他の3名の議員が賛成し、議長は「一番議員発議之通決定ス可キ旨ヲ示ス」。第3次会も第2次会の決定通り異議なく、「午後5時各々敬礼シテ各員退出ス」。

このようにして、会議費が3円60銭増加され、議員6人に1人12銭の弁当代が5日分支出されることが決定された。

したがって、この日の連合村会は議員6人の弁当代を計上するために5時間を要したように見える。当時の連合村議会がいかにかのんびりしていたとあってよいのか、あるいは、それ以外に重要な審議事項がなかったとあってよいのか分からない。

1886年12月2日に田面村外一ヶ村連合村会議長田中熊三郎から、同村戸長の田中熊三郎宛に「右之通十一月三十日田面村外一ヶ村連合會ニ於テ決議相成候条此由報告致也」と報告された。そして、12月23日に田面村外一ヶ村戸長田中熊三郎から愛媛県知事⁴⁹⁾ 関新平に宛て次のような報告がなされた。

「連合會決議報告^(マ)部内田面村外一ヶ村明治二十年度連合村費支出收入予算別紙之通十一月三十日該連合通常會ニ於テ議定候旨報告ニ付認可執行致候条此段報告致也」

これに対する関知事からの返答があったのであろうが、文書綴りからは知事の回答を発見できていない。しかし、筆者の推測では、知事はこの予算案を認可したのであろう。

1887年度の予算案には、前々年度と前年度の数值も示されているので、それらを一覧表にすると**第9表**のようである。ご覧のように、支出の中心は通常の年度では戸長役場費であり、それが60%以上を占め、ついで大きいのが衛生費である。しかし、衛生費は、伝染病が流行すると俄然増加し、戸長役場費を上回るのである。なお、教育費が計上されていないのが不思議であるが、すぐ後で見ると、1886年度の田面村と富田東村の教育費予算は存在するので、何らかの理由で教育費は別会計とする方法が続いていたのであろう。

48) 但し、「乙号議案戸別割貧富酌量方」では次のようになっている。

一金参拾五円貳拾壹銭	戸別割
内	
金参拾円十八銭	毎戸平等割
但一戸ニ付金六銭	
金五円三銭	

但村内地主（他村ヨリ入作スル地主ヲ除キ且村内ノモノニシテ他村へ入作スル地租ハ算入ス）ノ地租ヲ目安トシテ貧富酌量割トス、地租老円ニ付一厘九毛七五九

49) 肩書きは「知事」となっている。なお、1886年7月20日に地方官官制が公布され、府知事・県令の名称が「知事」に統一された。

第9表 田面村外1ヶ村費収入支出実費ならびに予算（1885年度～1887年度）

	1885年度（実費）		1886年度予算		1887年度予算	
	金額（円）	%	金額（円）	%	金額（円）	%
支出額	251.747	100.0	279.565	100.0	274.095	100.0
戸長役場費	103.306	41.0	175.76	62.9	170.29	62.1
会議費	1	0.4	6.8	2.4	10.4	3.8
警備費	—	—	12.61	4.5	12.61	4.6
勸業費	—	—	3.57	1.3	3.57	1.3
衛生費	147.441	58.6	25.825	9.2	25.825	9.4
予備費	—	—	55	19.7	51.4	18.8
収入額	—	—	—	—	274.095	100.0
地価割	—	—	—	—	238.885	87.2
戸別割	—	—	—	—	35.21	12.8

〔資料〕「明治十九年十一月三十日開会ノ通常聯合會一件ノ但戸長役場経費其他ノ事」、松尾村『議事（会議録）』（m24）（42件綴一括）（資料番号：16005）。

VI

最後に、田面村ならびに富田東村における1886年度教育費予算に関する論議を検討する。

筆者が熟覧した「村立小学校創置ノ義ニ付伺」にある1886年度の田面村教育費予算は、天神小学校分校の設置と関連している。

天神小学校、同分校の設立の伺いが田面村外1ヶ村戸長鴨居篤郎から愛媛県令関新平宛に出されたのは1886年3月3日であった。その設立計画、つまり「村立小学校創置ノ義ニ付伺」は以下の通りである。

本校/一設置目的 小学科/一位置 讃岐国寒川郡田面村字山田千三百八十二番地/一名称 天神小学校/一教則校則試験法 本県所定ニ依ル/授業料 但別紙村会議決書之通/一学齡人員 貳百五拾七人 内男百三十九人/女百十八人/一教員職務心得 本県小学校職制及学校職員心得ニ依ル/一敷地及建物 借地建物学校所有/一地租金高 千八百九拾円八拾三錢七厘但全村合計/一学校経費 但別紙村会議決書之通

分校/一設置目的 小学科/一位置 讃岐国寒川郡田面村字北三千五十九番地/一名称 天神小学分校/一教則校則試験法 本県所定ニ依ル/授業料 但別紙村会議決書之通/一学齡人員 三拾三人 内男十六人/女十七人 /一敷地及建物 借地借家/一地租金高 但是ハ既ニ本校ノ廉ニ登記スルニ付茲ニ登記セス/一学校経費 但別紙村会議決書之通⁵⁰⁾

この計画を示した後、鴨居戸長はいう。

「右〔以上の村立小学校創置の計画〕ハ明治十五年十一月二十二日付ヲ以テ村立小学校創設之義伺

50) 「村立小学校創置ノ義ニ付伺」。以下の原文は、断らない限りこの資料による。

出同十六年十一月二十日付ニテ御認可相成居候処尚又曩日一個之分校ヲ設立可致貴様御指定ニ付自然右伺面ニ異動ヲ出シ候間書面之通今般更ニ創設致度尤経費之義ハ村會議決書之通ニ在之候条御認可相成度此段相伺候也」

この伺いに対して、郡長代理の軒原省三が3月27日に「前書伺出ニ付奥書致進達候也」と書き、4月15日に関県令が「学第一八六〇号/書面伺之趣認可候条左之通可相心得事/一 経費決議額ハ寡少ニ付原案ニ依リ施行致ベシ/一 戸別割貧富斟酌法ハ決議ニ抛リ施行致ヘシ」と回答した。なお、「経費決議額ハ寡少ニ付原案ニ依リ施行致ベシ」の意味するところは後にふれる。

以上の経緯を見ると、天神小学校は1882年11月に設置が申請され、翌年11月に認可された。⁵¹⁾しかし、その後、分校を設立するように愛媛県から指導があり、今回それにしたがって、関県令より「書面伺之趣認可候」となったということである。

ところで、天神小学校および同分校の設置に要する費用は、先に述べたように、1880年に国庫補助金が廃止されたから、開設に要する経費は当該の田面村が全面的に負担することになった。そして、天神小学校および同分校の設置に要する経費と収入に関する予算案が1886年1月28日の同村議会で審議されることになった。

1886年度の田面村教育費支出収入予算案は次の通りである。⁵²⁾

一金四百三拾九円九十銭	教育費支出額
内	
金四百三拾九円九十銭	教育費
金三百五拾六円五拾銭	天神小学校
内	
金三百拾円也	諸給与費
金参拾円也	需用費
金拾円也	修繕費
金六円五拾銭	諸雑費
金八拾参円四拾銭	天神小学校分校
内	
金六拾四円九拾銭	諸給与費
金九円六拾銭也	需用費
金参円六拾銭	修繕費
金五円参拾銭	諸雑費

51) 『大川町史』、1080ページ、を参照。なお、熊野勝祥は、『文部省年報』では明治7～10年に〔天神小学校が〕存在しているので、〔明治16年11月に田面村立として創立された天神小学校は〕移転か建築〔移築の意味か?〕の可能性もある。(熊野勝祥『香川県明治教育史』香川県図書館学会、2000年、279ページ)という。

52) 「村立小学校創置ノ義ニ付伺」の「乙号議案参照」による。但し、収入は乙号議案による。

一金四百三拾九円九十銭	教育費収入額
金貳拾八円貳拾銭	授業料
但生徒一人ニ付一ヶ月金壹銭	
金百七拾円五拾九銭五厘	地価割
但地価四拾円ニ付九銭二毛	
金貳百四拾壹円拾銭五厘	戸別割
但一戸ニ付毎戸平等割拾三銭及村内地主（他村ヨリ入作スル地主ヲ除ク且村内ノモノニシテ他村ヘ入作スル）（地租モ算入セス）ノ地租ヲ目安トスル貧富酌量割地租壹円ニ付拾七銭一厘一毛一糸	

田面村通常村会は、1886年1月28日の午後1時に開会された。当日出席した議員は9名で、1名のみが欠席した。それは、この予算案に対する議員の関心の高さを示している。

乙号議案が書記によって朗読された後、村議会においては午後6時の閉会まで5時間にわたり議員が入れ替わり立ち代り経費の削減や皆減等の修正案を提案し、可決されていった。

まず、戸別割における書割注の「地租モ算入セス」の「セ」の1字を省き、「算入ス」の3字の修正を行うという提案が第一番議員からあり、「満場賛成」で可決される。その後、各議員から経費削減の提案が行われた。それを少し紹介すると次のようである。

天神小学校の経費のうち、教員俸給204円を120円に修正する。教員補俸給48円を36円に修正する。雑務係俸給を「消滅」する。小使給料7円20銭を2円40銭に修正する。職員旅費16円を6円に修正する。小使宿直弁当料14円80銭を1円20銭に修正する等々である。また、天神小学校分校については、教員補俸給48円を36円に修正する。小使給の項目を「消滅」する。職員旅費の項目も「消滅」する。小使宿直弁当料7円30銭を1円20銭に修正する。用需費のうち書籍費3円を1円に修正する等々である。⁵³⁾

2月15日に田面村村会指名議長の多田乙八から鴨居戸長にあて、「当田面村明治十九年度教育費豫^(かね)テ御発布之議案別紙之通議定候條此段報告スル也」と報告された。

大鉦を振るわれ、議決された予算を一覧表にして示すと、**第10表**の通りである。

第1は、天神小学校と同分校の支出予算総額である。議案では天神小学校が356.5円、同分校が83.4円の、合計439.9円であったが、議会で次々と修正され、前者が197.1円、後者が46.4円となり、合計で243.5円となった。これは総額で45%の減額である。また、皆減された支出項目も全部で5つある。

その結果、天神小学校の議決された支出予算額は、197.1円となり、1884年度の実費を40%も下

53) 「寒川郡田面村通常村会決議録」。これは「村立小学校創置ノ義ニ付何」に収録されている。

第10表 1886年度田面村教育費支出収入予算

大項目 〔注3〕	中項目 〔注3〕	小項目 〔注3〕	1884年度(実費)			1886年度(議案)				1886年度(議決額)				削減率 (%) ((B)/(A))
			金額(円)	% (中項目)	% (小項目)	金額(円) (A)	% (大項目)	% (中項目)	% (小項目)	金額(円) (B)	% (大項目)	% (中項目)	% (小項目)	
教育費支出額		合計	[注4] 329.918	100.0		439.9	100.0			243.5	100.0			45
天神小学校		合計	329.918	100.0		356.5	81.0	100.0		197.1	80.9	100.0		45
	諸給与費	小計	308.69	93.6	100.0	310		87.0	100.0	173.6		88.1	100.0	44
		教員俸給	188		60.9	204			65.8	120			69.1	41
		教員補俸給	19.5		6.3	48			15.5	36			20.7	25
		雑務係俸給	96		31.1	12			3.9	—			—	皆減
		小使給	0.15		0	7.2			2.3	2.4			1.4	67
		職員旅費	3.3		1.1	16			5.2	6			3.5	63
		職員慰労費	—		—	2.6			0.8	2.6			1.5	0
		小使宿直弁当料	—		—	14.8			4.8	1.2			0.7	92
		生徒奨励費	1.74		0.6	5.4			1.7	5.4			3.1	0
	用需費	小計	19.401	5.9	100.0	30		8.4	100	14		7.1	100.0	53
		書籍費	1.052		5.4	10			33.3	2			14.3	80
		器械費	3.02		15.6	6			20.0	3			21.4	50
		器具費	0.838		4.3	2			6.7	1			7.1	50
		消耗品費	14.491		74.7	12			40	8			57.1	33
	修繕費	小計	1.83	0.6	100.0	10		2.8	100.0	5		2.5	100.0	50
		校舎修繕費	1.83		100.0	10			100.0	5			100.0	50
	諸雑費	小計	11.102	3.4	100.0	6.5		1.8	100.0	4.5		2.3	100.0	31
		教員等講習費	5.397			2			30.8	—			—	皆減
		比較試験費	5.705			4.5			69.2	4.5			100.0	0
天神小学校分校費		合計	—	—	—	83.4	19.0	100.0		46.4	19.1	100.0		44
	諸給与費	小計	—	—	—	64.9		77.8	100.0	38.2		82.3	100.0	41
		教育補俸給	—	—	—	48			74.0	36			94.2	25
		小使給	—	—	—	3.6			5.5	—			—	皆減
		職員旅費	—	—	—	5			7.7	—			—	皆減
		職員慰労費	—	—	—	1			1.5	1			2.6	0
		小使宿直弁当料	—	—	—	7.3			11.2	1.2			3.1	84
	用需費	小計	—	—	—	9.6		11.5	100.0	4.9		10.6	100.0	49
		書籍費	—	—	—	3			31.3	1			20.4	67
		器械費	—	—	—	2			20.8	1			20.4	50
		器具費	—	—	—	1			10.4	0.5			10.2	50
		消耗品費	—	—	—	3.6			37.5	2.4			49.0	33
	修繕費	小計	—	—	—	3.6		4.3	100.0	1.2		2.6	100.0	67
		校舎修繕費	—	—	—	3.6			100.0	1.2			100.0	67
	諸雑費	小計	—	—	—	5.3		6.4	100.0	2.1		4.5	100.0	60
		校舎借入料	—	—	—	1.8			34.0	0.6			28.6	67
		小学督業講習費	—	—	—	2			37.7	—			—	皆減
		比較試験費	—	—	—	1.5			28.3	1.5			71.4	0
教育費収入額		合計	[注5] 329.918	100.0		439.9		100.0		243.5	100.0			45
	授業料		—	—	—	28.2		6.4		28.2		11.6		0
	地価割		313.442	95.0		184.212		41.9		170.595		70.1		7
	戸別割		16.496	5.0		227.488		51.7		44.705		18.4		80

〔資料〕「村立小学校創置ノ義ニ付伺」、同上。

〔注1〕%は、小数点第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0%にならない。

〔注2〕1885年度は、資料ではすべての項目において「前年度予算金未定」となっているため、省略した。

〔注3〕「大項目」、「中項目」、「小項目」は、筆者の呼称である。

〔注4〕合計は、341.023円である。したがって、%の合計も100.0%以上となる。

〔注5〕合計は329.938円である。

回る額になった。分校ができることにより、本校の諸経費が若干は節約出来るであろうということは想像できるが、これほどの減額が行われると小学校の教育体制に支障が出るのではないかと心配になる。鴨居戸長も同じ心配を持ったのであろう。彼は、県令に対して「伺面ニ異動ヲ出シ候間書面之通今般更ニ創設致度」と伺いをたてている。それに対して、関県令は、先きに紹介したように4月15日に「経費決議額は寡少ニ付原案ニ依り施行致ベシ」と命じたのである。

県令の鶴の一声で村議会の決定が無効となり、戸長提案の議案が施行されるというのも驚異であるが、それほどの権限を県令が持っていたのであろう。

なお、収入額について村議会で議決された結果とその意味するところを簡単に見ると以下のようである。

ご覧のように、議案では授業料収入が28.2円計上されている。これは1884年度にはなかった。先に述べたように、1885年8月の教育令の改正により授業料の徴収が市町村に義務づけられた。これは生徒1名につき1ヶ月1銭である。その割合は、議案では収入の6.4%であった。金額は28.2円と変わらないが、議決額では収入が減ったので、その割合は11.6%へと増大した。

戸別割は、議案では227.488円で51.7%を占め、もっとも大きな収入源であったが、議決額では44.705円へと8割も減少し、収入額に占める割合は18.4%になった。他方、地価割は金額では184.212円から170.595円へと減少したものの、割合では41.9%から70.1%へと大幅に増加し、地主の負担が大きくなった。収入についての論議は議会議事録にまったく記録されていないので、筆者の推測にすぎないが、地主が進んで天神小学校の経費を負担するというよりは、村民全体に広く負担を求める戸別割が重くなると村民全体に大きな影響が出ると議員が判断したのであろう。しかし、関県令は「原案ニ依り施行致ベシ」と指示したから、教育費の収入も議案の通り執行されることになった。したがって、地主の負担する地価割が金額では313.442円（1884年度実費）から184.212円へと41%も減少した。他方、村民が広く負担する戸別割が1884年度の16.496円（1884年度実費）から227.488円へと5.0%から51.7%へと13.8倍も増加することになったのである。⁵⁴⁾

次に、1886年度の富田東村教育費支出収入予算案について簡単に見る。⁵⁵⁾ 富田東村村会に戸長から提案された原案は次の通りである。

一金貳百四拾四円四拾銭	教育費支出額
内	
金貳百四拾円拾銭	友近学校費

54) 1885年の布告で、1886年度より「土地に課する町村費は地租7分の1を超過してはならないときめられてから、町村費は戸数割に重くかけられるようになり、下層農民の負担を重くするという不均衡を結果した。」(大島美津子『明治のむら』教育社、1992年、113ページ) というが、田面村の1886年度教育費予算は極端な例かもしれない。同書、181～182、191ページ、も併せて参照。

55) 「明治十九年一月二十六日開会／田面村外一ヶ村聯合臨時会一件」の「乙号議案参照」による。但し、収入は乙号議案による。

内	
金貳百貳拾貳円五拾五銭	諸給与費
金拾円八拾五銭	用需費
金六円也	修繕費
金五円也	雑費

一金貳百四拾円四拾銭 教育費収入額

内	
金貳拾壹円	授業料
但生徒一人ニ付一ヶ月金壹銭也	
金百七拾円五拾九銭五厘	地価割
但地価四拾円ニ付九銭一毛	
金貳百四拾壹円拾銭五厘	戸別割

但一戸ニ付毎戸平等割拾五銭及村内地主（他村ヨリ入作スル地主ヲ除ク且村内ノモノニシテ他村へ入作スル地租モ算入セス）ノ地租ヲ目安トスル貧富酌量割地租壹円ニ付拾四銭六厘四一毛

この原案に関する富田東村村会は、1886年1月28日の午後1時に開会された。当日出席した議員は10名中5名であった。乙号原案が書記によって朗読された後、審議に入る。

まず、第10番議員が原案では授業料が21円となっているが、それを0.5円に修正するという提案を行い、「満場賛成」となり可決される。次に、同じく第10番議員から、戸別割の但書きの割り注の「参入セス」の「セ」の1字を省き、「参入ス」の3字に修正するという提案が可決される。

以下修正案を摘記する。教員俸給144円を84円とする。雑務係俸給を「消滅」する。職員旅費が16円となっているのを5円に修正する。小使宿直弁当料を10.95円を3.6円に修正する。生徒奨励費が3.6円とあるのを1円に修正する等々。そして、「右修正案之通可決他ハ原案之通」となり、午後6時に閉会する。

その後、2月15日に村会指名議長大山繁太郎から鴨居篤郎戸長に議案の通過が報告されている。

したがって、富田東村村議会でも、1886年度の教育費予算案は大鉈を振るわれ、ほぼ半分に減額されたのである。議案と議決額を一覧表にして示すと、第11表の通りである。

1886年度の友近学校費は、議案では244.4円であったが、議決額は130.4円であり、47%の減額率である。それは、1884年度の実額、150.271円に比較しても、13%の減額である。ご覧のように、給与諸費が50%の減額であり、特に教員補給与の減額が大きい。また、雑務係俸給は皆減である。また、生徒奨励費、職員旅費、小使宿直弁当料も大きく削減された。

先に田面村における天神小学校並びに同分校の予算案に大鉈を振るった田面村村議会の審議を見たが、同じ日の同じ時刻に開催された富田東村村議会の議員たちは田面村村議会の議員たちと予め打合

第11表 1886年度富田東村教育費支出収入予算

	中項目 〔注3〕	小項目 〔注3〕	1884年度(実費)			1886年度(議案)			1886年度(議決額)			削減率 (%) ((B)/(A))
			金額(円)	% (中項目)	% (小項目)	金額(円) 〔A〕	% (中項目)	% (小項目)	金額(円) 〔B〕	% (中項目)	% (小項目)	
教育費支出額		合計	150.271			244.4	100.0		130.4			47
友近学校費			150.271	100.0		244.4	100.0		130.4	100.0		47
	諸給与費	小計	125.673	83.6	100.0	222.55	91.1	100.0	111.6	85.6	100.0	50
		教員俸給	84		66.8	144		64.7	84		75.3	42
		教員補俸給 〔注4〕				36		16.2	12		10.8	67
		雑務係俸給 〔注4〕				6		2.7	—		—	皆減
		小使給	0.87		0.7	3.6		1.6	3.6		3.2	0
		職員旅費	0.3		0.2	16		7.2	5		4.5	69
		職員慰労費	—			2.4		1.1	2.4		2.2	0
		小使宿直弁当料	—			10.95		4.9	3.6		3.2	67
		生徒奨励費	0.803		0.6	3.6		1.6	1		0.9	72
	用需費	小計	15.955	10.6	100.0	10.85	4.4	100.0	7.8	6.0	100.0	28
		書籍費	0.473		3.0	3.5		32.3	3		38.5	14
		器械費	7.12		44.6	2.2		20.3	1.15		14.7	48
		器具費	1.12		7.0	1.15		10.6	1.15		14.7	0
		消耗品費	7.242		45.4	4		36.9	2.5		32.1	38
	修繕費	小計	2.36	1.6	100.0	6	2.5	100.0	6	4.6	100.0	0
		校舎修繕費	2.36		100.0	6		100.0	6		100.0	0
	雑費	小計	6.283	4.2	100.0	5	2.0	100.0	5	3.8	100.0	0
		教員等講習費	3.483		55.4	2		40.0	2		40.0	0
		比較試験費	2.8		44.6	3		60.0	3		60.0	0
教育費収入額		合計	150.271	100.0		244.4	100.0		130.4	100.0		47
	授業料		—	—		21	8.6		0.5	0.4		98
	地価割		142.757	95.0		91.501	37.4		91.501	70.2		0
	戸別割		7.514	5.0		131.899	54.0		38.399	29.4		71

〔資料〕「明治十九年一月二十六日開会/田面村外一ヶ村連合臨時会一件」、同上。

〔注1〕%は、小数点第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0%にならない。

〔注2〕1885年度は、資料ではすべて「前年度予算金未定」となっているため、省略した。

〔注3〕「中項目」、「小項目」は、筆者の呼称である。

〔注4〕資料には数値が記入されていない。

せでもしたのであろうか。

議決された教育費収入額を見ると、総額は支出と同じく47%の減額である。田面村村会において見たように、1886年度には授業料が収入として計上された。しかし、授業料収入は21円が議案であったが、思い切って40銭へと修正された。それは98%の減額である。地価割は変化がなかったが、戸別割は131.899円から38.399円へと、71%も削減された。それにしても、戸別割は1884年度の実額の収入額がわずか5.0%であったのに対して、議決額では29.4%となり、村民全体への負担はかなり増加するはずであった。

鴨居戸長は、1886年3月3日付けで関県令に宛て次のような伺いを出した。

「教育費村会議定之義ニ付伺/^(ママ)部内富田東村明治十九年度教育費支出収入豫算別紙天印之通議案発布致候所一月二十八日該村会ニ於テ地印之通議定致候得共豫テ郡長之査閲ヲ受ケ候発布議案ト大イニ^(えども)差違ヲ生シ候義ニ付如何取扱候テ可然ル哉御指揮相成度…」^(しかるべきや)

これに対し、3月24日付けで郡長奥村巽代理軒原省三は「前書伺出ニ付奥書致進達候也」と返事し、4月10日付で関県令より、「学第一八二〇号／書面伺之趣決議経費額寡少ニ付原案之通施行可致事」という返事があった。

したがって、富田東村の教育費も、戸長の提案通り執行されることになったのである。

1886年度予算を見ると、第9表のように、田面村外1ヶ村の支出額は279.565円である。それに加えて、田面村教育費が439.9円（第10表）、富田東村教育費が244.4円（第11表）の支出であるから、それらを合計すると、963.865円となる。したがって、歳出総額に占める両村の教育費（684.3円）は、71.0%に達する。

要するに、教育費が村の財政にどれほど重くのしかかっているかがわかるとともに、教育費にあえぐことになる将来の村財政を暗示している。なお、いうまでもなくそれらの支出は総て地価割、戸別割、授業料として村民自らが負担しなければならなかったのである。

VII

以上により明らかになったことをまとめると、以下のようである。第1に、丸亀市街東組の戸長役場の支出と収入は、藤田にしたがうと、協議費財政の時代に属する。しかし、協議費財政も立ち入って見ると、丸亀市街東組の場合には戸長役場協議費と役場経費外協議費に分かれる。前者は戸長役場の人件費と旅費事務費等の戸長役場の運営費であり、後者は、衛生費、会議費、組長筆墨料からなり、前者以外の諸経費である。他方、収入を見ると、協議費財政といっても愛媛県からの地方税下渡金が14.9%～17.8%あり、その残額を協議費として東組町議会において審議している。その収入は、地価割と戸数割であるが、後者が収入の過半を占める。

第2に、大川郡富田東村の財政も、協議費財政の時代に属する。まず、この村財政においては、戸長役場財政、衛生費財政、学費と学務委員費の財政の3つが別々に存在する。戸長役場支出は給料、旅費、用需費という、戸長役場の運営費である。この収入においても、やはり地方税下渡金があり、それ以外の収入を協議費として村議会で審議する。富田東村の場合には、収入の半分前後が地方税下渡金である。衛生費財政を見ると、支出は衛生委員手当が80%以上である。収入は、地方税下渡金はなく村民に対する地租割と戸数割によってまかなうが、大部分は前者による。教育費は、学務委員協議費と学費協議費からなる。前者は、学務委員の給料である。後者は、教員他の人件費が過半をしめる。学費の収入も、地方税下渡金はなく、地租割、戸数割、有志寄付等からなるが、やはり多くは地租割によって負担されている。村民は、地租割と戸数割の大部分を子弟の教育費に充てている。

第3に、連合村会である大川郡田面村外1ヶ村の財政を見る。すでに、協議費財政の時代が終わり、区町村費財政の時代に入っている。田面村外1ヶ村の支出は、戸長役場費が大部分を占めるが、若干の衛生費、警備費、会議費等が支出されている。収入を見ると、やはり地方税下渡金がなく、地価割と戸別割によってまかなわれている。

第4に、田面村と富田東村の1886年度の教育費に関する両村議会の審議を見る。具体的には、田面村の天神小学校、同分校と友近小学校の1886年度の教育費予算をめぐる審議である。両村会は、戸長から提案のあった教育予算を大幅に削減したが、愛媛県知事の命令により一種の原案執行が行われたのである。それは、市制町村制が公布される以前の村予算の扱いに関する興味深い事例ではなからうか。⁵⁶⁾

付記

(1) 本稿で熟覧した未刊行の行財政資料をまとめて掲げると以下のようである。

丸亀市立図書館所蔵

1. 明治13年度出納決算一覧表
2. 明治15年町会議書類綴 第老條
3. 明治15年度予算
4. 明治十八年第1月/諸官廳エ取調進達綴/丸亀通町外二十二ヶ町戸長役場

香川県歴史博物館保管 (大川町引継資料)

富田東村

1. 明治十六年十一月一日村会決議報告書 (富田東村・田面村・田面村外一ヶ村連合会・松尾村他『村会決議録』〔m-12 / m-19〕) (資料番号: 16007)
2. 戸長役場十五年度協議費支出・収入豫算 (同上)
3. 戸長役場十六年度協議費支出・収入豫算 (同上)
4. 明治十八年八月十八日/臨時村會議案並決議報告 (田面村外一ヶ村『議事 (議事録)』〔m-18 / m-20〕) (資料番号: 16004)

松尾村

1. 町村會及聯合町村會ニ於テ議スヘキ費目 (松尾村『議事 (會議録)』〔m24〕〔42件綴一括〕) (資料番号: 16005)

田面村外一ヶ村

1. 明治十九年一月二十六日開會/田面村外一ヶ村聯合臨時會一件 (松尾村『議事 (會議録)』〔m24〕〔42件綴一括〕) (資料番号: 16005)
2. 寒川郡田面村通常村会決議録 (同上)
3. 村立小学校創置ノ義ニ付伺 (明治十九年三月三日) (同上)
4. 明治十九年十一月三十日開會/通常聯合會一件/但戸長役場經費其他ノ事 (田面村外一ヶ村『議事 (議事録)』〔m-18 / m-20〕) (資料番号: 16004)
5. 田面村外一ヶ村戸長役場經費徴収賦課方法 (同上)
6. 乙号議案戸別割貧富酌量方 (同上)
7. 明治貳拾壹年度田面村外一ヶ村費支出収入予算 (同上)
8. 明治二十一年度田面村外一ヶ村費収入豫算表 (同上)

これらの行政資料の閲覧と複写を許可して下さった丸亀市立図書館と香川県歴史博物館に深謝する。

(2) 以上の行財政資料は、すべて手書きである。そのため、文字の読み方について難渋する場合には、市立尾道大学経済情報学部の同僚で、近世^{じかたしよ}地方書の専門家である勝矢^{みちお}倫生教授の助けを借りた。特記して深謝する。

56) 周知のように、1888年に公布された町村制では、第122条にその旨の規定がある。亀卦川浩『地方制度小史』勁草書房、1962年、73ページ、も参照。